

承認第 1 号

専決処分第 1 号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度  
城里町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規  
定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 5 年 月 日

専決第 1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度城里町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 1月 9日

城里町長 上遠野 修

## 令和4年度城里町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度城里町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,968,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年 1月 9日

城里町長 上遠野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		815,030	5,166	820,196
	2. 基金繰入金	814,945	5,166	820,111
歳入合計		10,963,093	5,166	10,968,259

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 農林水産業費		628,331	5,166	633,497
	1. 農業費	613,053	5,166	618,219
歳出合計		10,963,093	5,166	10,968,259

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	815,030	5,166	820,196
歳入合計	10,963,093	5,166	10,968,259

#### 歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 農 林 水 産 業 費	628,331	5,166	633,497				5,166
歳出合計	10,963,093	5,166	10,968,259				5,166

2. 歳 入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	718,423	5,166	723,589	1. 財政調整基金繰入金	5,166	財政調整基金繰入金
計	814,945	5,166	820,111			

3. 歳 出

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 畜産業費	5,184	5,166	10,350				5,166	3. 職員手当等	1,764	時間外手当 1,360 管理職特別勤務手当 404
								10. 需用費	124	修繕料
								14. 工事請負費	3,278	防疫支援施設復旧工事
計	613,053	5,166	618,219				5,166			

## 補正予算給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	333	253,979	602,386	527,062	1,383,427	235,676	1,619,103	
補 正 前	333	253,979	602,386	525,298	1,381,663	235,676	1,617,339	
比 較				1,764	1,764		1,764	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,558	156,304	108,092	107,981	14,435	11,653	8,344	12,130	87,561	
	補 正 前	16,558	156,304	108,092	106,621	14,435	11,653	8,344	12,130	87,561	
	比 較				1,360						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			344	3,660						
	補 正 前			344	3,256						
	比 較				404						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	167		602,386	492,057	1,094,443	192,493	1,286,936	
補 正 前	167		602,386	490,293	1,092,679	192,493	1,285,172	
比 較				1,764	1,764		1,764	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	宿 日 直 手 当
	補 正 後	16,558	121,299	108,092	107,981	14,435	11,653	8,344	12,130	87,561	
	補 正 前	16,558	121,299	108,092	106,621	14,435	11,653	8,344	12,130	87,561	
	比 較				1,360						
内 訳	区 分	夜 間 看 護 手 当	調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当						
	補 正 後			344	3,660						
	補 正 前			344	3,256						
	比 較				404						



イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	166	253,979		35,005	288,984	43,183	332,167	
補 正 前	166	253,979		35,005	288,984	43,183	332,167	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		35,005								
	補 正 前		35,005								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										



令和4年度 城里町  
一般会計補正予算（第4号）  
予算の概要

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	鳥インフルエンザ対策事業	○	町内で発生した鳥インフルエンザの防疫対策のため使用した施設の清掃、復旧工事を行う。	5,166		

承認第 2号

専決処分第2号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度  
城里町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規  
定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

専決第 2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度  
城里町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 1月31日

城里町長 上遠野 修

## 令和4年度城里町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度城里町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,973,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年 1月31日

城里町長 上遠野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		1,510,912	3,475	1,514,387
	2. 国庫補助金	831,343	3,475	834,818
17. 県支出金		601,383	800	602,183
	2. 県補助金	177,770	800	178,570
20. 繰入金		820,196	800	820,996
	2. 基金繰入金	820,111	800	820,911
歳入合計		10,968,259	5,075	10,973,334

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		2,748,554	5,075	2,753,629
	2. 児童福祉費	807,984	5,075	813,059
歳出合計		10,968,259	5,075	10,973,334



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,510,912	3,475	1,514,387
17. 県支出金	601,383	800	602,183
20. 繰入金	820,196	800	820,996
歳入合計	10,968,259	5,075	10,973,334

### 歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	2,748,554	5,075	2,753,629	4,275			800
歳出合計	10,968,259	5,075	10,973,334	4,275			800

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	264,179	3,475	267,654	14. 出産・子育て応援交付金	3,475	出産・子育て応援交付金
計	831,343	3,475	834,818			

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	92,293	800	93,093	7. 出産・子育て応援交付金	800	出産・子育て応援交付金
計	177,770	800	178,570			

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	723,589	800	724,389	1. 財政調整基金繰入金	800	財政調整基金繰入金
計	820,111	800	820,911			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	280,915	5,075	285,990	4,275			800	12. 委託料	275	システム導入委託
								18. 負担金、補助及び交付金	4,800	補助金 出産・子育て応援給付金
計	807,984	5,075	813,059	4,275			800			



令和4年度 城里町  
一般会計補正予算（第5号）  
予算の概要

(課局名 健康保険課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	出産・子育て応援給付金事業	○	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援(妊娠時5万円・出生届出時5万円)を行う。	5,075		民生費国庫補助金 3,475 民生費県補助金 800

議案第 1号

城里町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

城里町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
城里町附属機関の設置に関する条例（平成30年城里町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通会議」を「交通活性化協議会」に、「網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年城里町条例第38号）の一部を次のように改正する。  
別表中「交通会議」を「交通活性化協議会」に改める。





城里町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				現 行			
(本則略)				(本則略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担 任 事 務	委員の 定 数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担 任 事 務	委員の 定 数
(略)				(略)			
町長	城里町地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の運行，地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の確保に関する協議及び地域公共交通計画の策定，変更，同計画の実施の推進に関する事務	20人以内	町長	城里町地域公共交通会議	地域公共交通の運行，地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の確保に関する協議及び網形成計画の策定，変更，同計画の実施の推進に関する事務	20人以内
(略)				(略)			
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年城里町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中「交通会議」を「交通活性化協議会」に改める。</p>							

議案第 2号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
 城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

区分	使用時間	条件	金額
キャビン 8人用 (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	30,800
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	21,560
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	21,560
	午前10時から1時間ごと	日帰り	1,900
キャビン 6人用 (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	22,000
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	15,400
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	15,400
	午前10時から1時間ごと	日帰り	1,350
キャビン 4人用 (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	11,000
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	7,700
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	7,700
	午前10時から1時間ごと	日帰り	730
キャビン 4人用 Bタイプ (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	13,000
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	9,100
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	9,100
	午前10時から1時間ごと	日帰り	710
バンガロー 4人用 (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	4,400
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	3,080
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	3,080
	午前10時から1時間ごと	日帰り	310

を

第1 オートキャンプ場 (1 スポット)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	2,950
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,080
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	2,080
	午前10時から1時間ごと	日帰り	300
第2 オートキャンプ場 (1 スポット)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	4,860
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	3,400
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	3,400
	午前10時から1時間ごと	日帰り	400
第3 オートキャンプ場 (1 スポット)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	2,950
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,080
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	2,080
	午前10時から1時間ごと	日帰り	300
テントキャンプ場 (1張)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	1,720
	同上 (ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	1,210
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	1,210
	午前10時から1時間ごと	日帰り	100
バーベキューセット (1セット)	午前10時から翌日の午前10時まで	ガス使用	2,000
	同上	炭使用	2,000
	同上	マキ使用	600
シャワー室	1人1回につき	一般	100
入場料	午前10時から午後3時まで	日帰り1人	220
天文台 (1回)	午前9時から午後10時まで		大人 200 小人 100
テニスコート (1面)	1時間ごと		870
ラケット (1本)	1時間ごと		110
サイクリング用自転車 (1台)	午前8時30分から午後6時まで		650
	1時間ごと		110

炊飯用品 (1 セット)	午前10時から翌日の 午前10時まで		1,650
毛布 (1枚)	同上		160
キャビン用イス (1脚)	同上		320
電気ポット (1台)	同上		330
デッキチェア (1脚)	同上		320
ホットプレート (1台)	同上		550
ストーブ (1 台)	同上		330
オートキャンプ 用テント (1 張)	同上		1,650
グランドシート (1枚)	同上		330
コインランドリ ー (1回)	同上		110

区分	使用時間	条件	金額
キャビン 8人 用 (1棟)	午後0時から翌日の 午前10時まで	一般	31,000
	同上 (ただし4/29 ~5/5 7/20~ 8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	21,700
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	21,700
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	2,000
キャビン 6人 用 (1棟)	午後0時から翌日の 午前10時まで	一般	24,000
	同上 (ただし4/29 ~5/5 7/20~ 8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	16,800
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	16,800
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	1,500
キャビン 4人 用 (1棟)	午後0時から翌日の 午前10時まで	一般	16,000
	同上 (ただし4/29 ~5/5 7/20~ 8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	11,200
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	11,200
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	1,000
キャビン 4人	午後0時から翌日の	一般	14,000

用 Bタイプ（1棟）	午前10時まで		
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	9,800
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	9,800
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	1,000
バンガロー 4 人用（1棟）	午後0時から翌日の 午前10時まで	一般	6,000
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	4,200
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	4,200
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	800
第1 オートキャ ンプ場（1ス ポット）	午前11時から翌日の 午前11時まで	一般	3,500
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,450
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	2,450
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	500
第2 オートキャ ンプ場（1ス ポット）	午前11時から翌日の 午前11時まで	一般	5,500
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	3,850
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	3,850
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	700
第3 オートキャ ンプ場（1ス ポット）	午前11時から翌日の 午前11時まで	一般	3,500
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,450
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	2,450
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	500
テントキャンプ 場（1張）	午前11時から翌日の 午前11時まで	一般	2,100
	同上（ただし4/29 ～5/5 7/20～ 8/31を除く平日）	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	1,470
		ファミリー 小学生以下の 子供のいる家族	1,470
	午前10時から1時間 ごと	日帰り	300
バーベキューセ	午前10時から翌日の	ガス使用	2,400

ット (1セット)	午前10時まで		
	同上	炭使用	2,000
	同上	マキ使用	600
シャワー室	1人1回につき	一般	100
入場料	午前10時から午後3時まで	日帰り1人	220
天文台 (1回)	午前9時から午後10時まで		大人 300 小人 200
テニスコート (1面)	1時間ごと		1,000
ラケット (1本)	1時間ごと		250
サイクリング用自転車 (1台)	午前8時30分から午後6時まで		1,200
	1時間ごと		300
炊飯用品 (1セット)	午前10時から翌日の午前10時まで		1,650
毛布 (1枚)	同上		160
キャビン用イス (1脚)	同上		320
電気ポット (1台)	同上		330
デッキチェア (1脚)	同上		320
ホットプレート (1台)	同上		800
ストーブ (1台)	同上		1,000
オートキャンプ用テント (1張)	同上		1,650
グランドシート (1枚)	同上		330
コインランドリー (1回)	同上		110

区分	単位使用料	摘要
ケビン A1棟	1日 32,400円	団体使用 (20人以上) の場合は31,320円とする。1人増ごとに3,590円増とする。
ケビン B1棟	1日 9,720円	団体使用 (20人以上) の場合は8,640円とする。
バンガロー 1棟	1日 4,320円	団体使用 (20人以上) の場合は3,240円とする。
キャンプ場 1張	1日 3,240円	
バーベキューセット	1セット 1,650円	午前10時から翌日の午前10時まで
入場料	日帰り 1人 220円	午前10時から午後3時まで

区分	単位使用料	摘要
ケビン A1棟	1日 33,000円	団体使用(20人以上)の場合は31,900円とする。
ケビン B1棟	1日 9,900円	団体使用(20人以上)の場合は8,800円とする。
バンガロー1棟	1日 4,400円	団体使用(20人以上)の場合は3,300円とする。
キャンプ場1張	1日 3,300円	
バーベキューセット	1セット 1,650円	午前10時から翌日の午前10時まで
入場料	日帰り 1人 220円	午前10時から午後3時まで

に

改める。

別表第7を次のように改める。



別表第7（第2条関係）

城里町健康増進施設「ホロルの湯」使用料

(1) 施設入場料（温泉及びプール入場者）

（単位：円）

区分	休日	平日	午後5時以降の入場	
			休日	平日
大人1人	1,100	880	860	700
小人1人	550	440	430	350

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 入場料には入湯税及び消費税を含む。
- 5 町内居住者の利用については、12回までの利用について半額とする。
- 6 城里家族旅行村ふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里の宿泊者は、各キャンプ場発行の「宿泊利用券」を、七会町民センターバーベキューサイト利用者は、バーベキュー場発行の「利用券」を提示した場合は大人440円、小人320円とする。

(2) 回数券料

（単位：円）

区分	大人1人	小人1人	摘要
平日	8,800	4,400	
休日	11,000	5,500	

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 回数券料には入湯税及び消費税を含む。

(3) 会員券料

（単位：円）

区分	大人1人	小人1人	摘要
町内	9,870	4,940	
町外	14,810	7,410	

備考

- 1 小人とは、中学生以下をいう。
- 2 会員券料には消費税を含む。

(4) 法人等会員券料

（単位：円）

区分	金額	摘要
法人等	123,420	全日

備考 会員券料には消費税を含む。

(5) 会員の入場料

(単位：円)

会員券利用者	大人1人	小人1人	摘要
入場料	300	150	1回当たり

備考

1 入場料には入湯税及び消費税を含む。

2 小人とは、中学生以下をいう。

(6) プール使用料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
使用料	100	50	1回当たり

備考

1 使用料には消費税を含む。

2 小人とは、中学生以下をいう。

(7) 和研修室使用料

(単位：円)

区分	午前10時から午後1時まで	午後1時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後8時まで
48畳	12,000	12,000	12,000
24畳	6,000	6,000	6,000
12畳	3,000	3,000	3,000

備考 使用料には消費税を含む。

(8) 前売券入場料

(単位：円)

300枚～5,000枚まで	1枚当たり 820
5,001枚～10,000枚まで	1枚当たり 720
10,001枚以上	1枚当たり 610

備考 入場料には入湯税及び消費税を含む。

(9) 屋外直売所 1区画510円 (1日当たり及び消費税を含む。)

(10) グラウンドゴルフ使用料

(単位：円)

コース (一人当り)	利用時間	町内	町外
	2時間以内	300	400
	半日 (4時間以内)	400	500
	1日	600	700
道具レンタル (クラブ・ボール)		200	

備考 使用料には消費税を含む。

(11) 会員券及び町内居住者12回半額利用券の再発行手数料 510円（消費税を含む。）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				現 行			
(本則略)				(本則略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
(略)				(略)			
○城里家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」使用料				○城里家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」使用料			
区分	使用時間	条件	金額	区分	使用時間	条件	金額
キャビン 8人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	31,000	キャビン 8人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	30,800
	同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	21,700		同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	21,560
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	21,700			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	21,560
	午前10時から1時間ごと	日帰り	2,000		午前10時から1時間ごと	日帰り	1,900
キャビン 6人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	24,000	キャビン 6人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	22,000
	同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	16,800		同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	15,400
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	16,800			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	15,400
	午前10時から1時間ごと	日帰り	1,500		午前10時から1時間ごと	日帰り	1,350
キャビン 4人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	16,000	キャビン 4人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	11,000
	同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	11,200		同上(ただし4/29～5/5 7/20～8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	7,700

	5/5 7/20~8/31を除く平日)	ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>11,200</u>		5/5 7/20~8/31を除く平日)	ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>7,700</u>
	午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>1,000</u>		午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>730</u>
キャビン 4人用 Bタイプ (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>14,000</u>	キャビン 4人用 Bタイプ (1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>13,000</u>
	同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>9,800</u>		同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>9,100</u>
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>9,800</u>			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>9,100</u>
	午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>1,000</u>		午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>710</u>
バンガロー 4人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>6,000</u>	バンガロー 4人用(1棟)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>4,400</u>
	同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>4,200</u>		同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>3,080</u>
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>4,200</u>			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>3,080</u>
	午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>800</u>		午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>310</u>
第1オート キャンプ場 (1スポット)	午前11時から翌日の午前11時まで	一般	<u>3,500</u>	第1オート キャンプ場 (1スポット)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>2,950</u>
	同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>2,450</u>		同上(ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	<u>2,080</u>
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>2,450</u>			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	<u>2,080</u>
	午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>500</u>		午前10時から1時間ごと	日帰り	<u>300</u>
第2オート キャンプ場	午前11時から翌日の午前11時まで	一般	<u>5,500</u>	第2オート キャンプ場	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	<u>4,860</u>
	同上(ただし4/29~	シニア 夫婦計100歳以	<u>3,850</u>		同上(ただし4/29~	シニア 夫婦計100歳以	<u>3,400</u>

(1 スポット)	5/5 7/20~8/31を除く平日)	上, 1人の場合60歳以上 ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	3,850	(1 スポット)	5/5 7/20~8/31を除く平日)	上, 1人の場合60歳以上 ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	3,400
	午前10時から1時間ごと	日帰り	700		午前10時から1時間ごと	日帰り	400
第3オートキャンプ場 (1 スポット)	午前11時から翌日の午前11時まで	一般	3,500	第3オートキャンプ場 (1 スポット)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	2,950
	同上 (ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,450		同上 (ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	2,080
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	2,450			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	2,080
	午前10時から1時間ごと	日帰り	500		午前10時から1時間ごと	日帰り	300
テントキャンプ場 (1 張)	午前11時から翌日の午前11時まで	一般	2,100	テントキャンプ場 (1 張)	午後0時から翌日の午前10時まで	一般	1,720
	同上 (ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	1,470		同上 (ただし4/29~5/5 7/20~8/31を除く平日)	シニア 夫婦計100歳以上, 1人の場合60歳以上	1,210
		ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	1,470			ファミリー 小学生以下の子供のいる家族	1,210
	午前10時から1時間ごと	日帰り	300		午前10時から1時間ごと	日帰り	100
バーベキューセット (1 セット)	午前10時から翌日の午前10時まで	ガス使用	2,400	バーベキューセット (1 セット)	午前10時から翌日の午前10時まで	ガス使用	2,000
	同上	炭使用	2,000		同上	炭使用	2,000
	同上	マキ使用	600		同上	マキ使用	600
シャワー室	1人1回につき	一般	100	シャワー室	1人1回につき	一般	100
入場料	午前10時から午後3時まで	日帰り 1人	220	入場料	午前10時から午後3時まで	日帰り 1人	220
天文台 (1 回)	午前9時から午後10時まで		大人 300 小人 200	天文台 (1 回)	午前9時から午後10時まで		大人 200 小人 100
テニスコート	1時間ごと		1,000	テニスコート	1時間ごと		870

ト (1面)			
ラケット (1本)	1時間ごと		<u>250</u>
サイクリング用自転車 (1台)	午前8時30分から午後6時まで		<u>1,200</u>
	1時間ごと		<u>300</u>
炊飯用品 (1セット)	午前10時から翌日の午前10時まで		1,650
毛布 (1枚)	同上		160
キャビン用イス (1脚)	同上		320
電気ポット (1台)	同上		330
デッキチェア (1脚)	同上		320
ホットプレート (1台)	同上		<u>800</u>
ストーブ (1台)	同上		<u>1,000</u>
オートキャンプ用テント (1張)	同上		1,650
グランドシート (1枚)	同上		330

ト (1面)			
ラケット (1本)	1時間ごと		<u>110</u>
サイクリング用自転車 (1台)	午前8時30分から午後6時まで		<u>650</u>
	1時間ごと		<u>110</u>
炊飯用品 (1セット)	午前10時から翌日の午前10時まで		1,650
毛布 (1枚)	同上		160
キャビン用イス (1脚)	同上		320
電気ポット (1台)	同上		330
デッキチェア (1脚)	同上		320
ホットプレート (1台)	同上		<u>550</u>
ストーブ (1台)	同上		<u>330</u>
オートキャンプ用テント (1張)	同上		1,650
グランドシート (1枚)	同上		330

コインラン ドリー (1回)	同上		110
----------------------	----	--	-----

○グリーン桂うぐいすの里使用料 (略)

(1) 宿泊施設

区分	単位使用料	摘要
ケビンA 1棟	1日 33,000円	団体使用(20人以上)の場合は31,900円とする。
ケビンB 1棟	1日 9,900円	団体使用(20人以上)の場合は8,800円とする。
バンガロー 1棟	1日 4,400円	団体使用(20人以上)の場合は3,300円とする。
キャンプ場 1張	1日 3,300円	
バーベキューセット	1セット 1,650円	午前10時から翌日の午前10時まで
入場料	日帰り 1人 220円	午前10時から午後3時まで

備考 宿泊施設の1日とは午後0時から翌日の午前10時までとする。

(2) 城里町総合スポーツ公園 (略)

(3) ふるさとセンター (略)

○城里町健康管理トレーニングセンター使用料 (略)

○コミュニティセンター城里使用料 (略)

○城里町常北運動公園使用料 (略)

○城里町上古内多目的運動広場使用料 (略)

○城里町桂運動公園使用料 (略)

コインラン ドリー (1回)	同上		110
----------------------	----	--	-----

○グリーン桂うぐいすの里使用料 (略)

(1) 宿泊施設

区分	単位使用料	摘要
ケビン A 1棟	1日 32,400円	団体使用(20人以上)の場合は31,320円とする。 1人増ごとに3,590円増とする。
ケビン B 1棟	1日 9,720円	団体使用(20人以上)の場合は8,640円とする。
バンガロー 1棟	1日 4,320円	団体使用(20人以上)の場合は3,240円とする。
キャンプ場 1張	1日 3,240円	
バーベキューセット	1セット 1,650円	午前10時から翌日の午前10時まで
入場料	日帰り 1人 220円	午前10時から午後3時まで

備考 宿泊施設の1日とは午後0時から翌日の午前10時までとする。

(2) 城里町総合スポーツ公園 (略)

(3) ふるさとセンター (略)

○城里町健康管理トレーニングセンター使用料 (略)

○コミュニティセンター城里使用料 (略)

○城里町常北運動公園使用料 (略)

○城里町上古内多目的運動広場使用料 (略)

○城里町桂運動公園使用料 (略)



- 城里町大桂公園使用料 (略)
- 城里町粟多目的運動広場使用料 (略)
- 城里町下赤沢運動広場使用料 (略)
- 城里町塩子運動広場使用料 (略)
- 城里町桂体育館使用料 (略)

別表第2～別表第6 (略)

別表第7 (第2条関係)

城里町健康増進施設「ホロルの湯」使用料

(1) 施設入場料 (温泉及びプール入場者)

(単位：円)

区分	休日	平日	午後5時以降の入場	
			休日	平日
大人1人	<u>1,100</u>	<u>880</u>	<u>860</u>	<u>700</u>
小人1人	<u>550</u>	<u>440</u>	<u>430</u>	<u>350</u>

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 入場料には入湯税及び消費税を含む。
- 5 町内居住者の利用については、12回までの利用について半額とする。
- 6 城里家族旅行村ふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里の宿泊者は、各キャンプ場発行の「宿泊利用券」を、七会町民センターバーベキューサイト利用者は、バーベキュー場発行の「利用券」を提示した場合は大人440円、小人320円とする。

- 城里町大桂公園使用料 (略)
- 城里町粟多目的運動広場使用料 (略)
- 城里町下赤沢運動広場使用料 (略)
- 城里町塩子運動広場使用料 (略)
- 城里町桂体育館使用料 (略)

別表第2～別表第6 (略)

別表第7 (第2条関係)

城里町健康増進施設「ホロルの湯」使用料

(1) 施設入場料 (温泉及びプール入場者)

(単位：円)

区分	休日	平日	午後5時以降の入場
大人1人	<u>1,020</u>	<u>820</u>	<u>510</u>
小人1人	<u>510</u>	<u>410</u>	<u>300</u>

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 入場料には入湯税及び消費税を含む。
- 5 町内居住者の利用については、12回までの利用について半額とする。
- 6 城里家族旅行村ふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里、やまびこの里宿泊者は、各キャンプ場発行の「宿泊利用券」を提示した場合は大人410円、小人300円とする。

(2) 回数券料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
平日	<u>8,800</u>	<u>4,400</u>	
休日	<u>11,000</u>	<u>5,500</u>	

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 回数券料には入湯税及び消費税を含む。

(3) 会員券料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
町内	<u>9,870</u>	<u>4,940</u>	
町外	<u>14,810</u>	<u>7,410</u>	

備考

- 1 小人とは、中学生以下をいう。
- 2 会員券料には消費税を含む。

(4) 法人等会員券料

(単位：円)

区分	金額	摘要
法人等	<u>123,420</u>	全日

備考 会員券料には消費税を含む。

(2) 回数券料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
平日	<u>8,200</u>	<u>4,110</u>	
休日	<u>10,280</u>	<u>5,140</u>	

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の休日並びに毎年12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。
- 3 3歳未満の利用については、無料とする。
- 4 回数券料に入湯税及び消費税を含む。

(3) 会員券料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
町内	<u>8,200</u>	<u>4,110</u>	
町外	<u>10,280</u>	<u>5,140</u>	

備考

- 1 小人とは、中学生以下をいう。
- 2 会員券料には消費税を含む。

(4) 法人等会員券料

(単位：円)

区分	金額	摘要
法人等	102,850	全日

備考 会員券料に消費税を含む。

(5) 会員の入場料

(単位：円)

会員券利用者	大人1人	小人1人	摘要
入場料	300	150	

備考

- 1 入場料には入湯税及び消費税を含む。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。

(6) プール使用料

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
<u>使用料</u>	100	50	

備考

- 1 使用料には消費税を含む。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。

(7) 和研修室使用料

(単位：円)

区分	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後8時まで
48畳	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>
24畳	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
12畳	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>

備考 使用料には消費税を含む。

(8) 前売券入場料

(単位：円)

300枚～5,000枚まで	1枚当たり 820
---------------	-----------

(5) 会員の入場料

(単位：円)

会員券利用者	大人1人	小人1人	摘要
入場料	300	150	

備考

- 1 入場料には、入湯税及び消費税を含む。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。

(6) プール利用者

(単位：円)

区分	大人1人	小人1人	摘要
<u>利用料</u>	100	50	

備考

- 1 利用料には消費税を含む。
- 2 小人とは、中学生以下をいう。

(7) 和研修室使用料

(単位：円)

区分	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後8時まで
48畳	<u>10,280</u>	<u>10,280</u>	<u>10,280</u>
24畳	<u>5,140</u>	<u>5,140</u>	<u>5,140</u>
12畳	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>

備考 使用料に消費税を含む。

(8) 前売券入場料

(単位：円)

300枚～5,000枚まで	1枚当たり 820
---------------	-----------

備考 入場料には入湯税及び消費税を含む。

(9) 屋外直売所 1区画510円（1日当たり及び消費税を含む。）

(10) グラウンドゴルフ使用料

(単位：円)

コース（一人当り）	利用時間	町内	町外
	2時間以内	<u>300</u>	<u>400</u>
	半日（4時間以内）	<u>400</u>	<u>500</u>
	1日	<u>600</u>	<u>700</u>
道具レンタル（クラブ・ボール）		<u>200</u>	

備考 使用料には消費税を含む。

(11) 会員券及び町内居住者12回半額利用券の再発行手数料 510円  
（消費税を含む。）

(以下略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

備考 入場料に入湯税及び消費税を含む。

(9) 屋外直売所 1区画510円（1日当たり及び消費税を含む。）

(10) グラウンドゴルフ使用料

(単位：円)

コース（一人当り）	利用時間	町内	町外
	2時間以内	<u>200</u>	<u>300</u>
	半日（4時間以内）	<u>300</u>	<u>400</u>
	1日	<u>500</u>	<u>600</u>
道具レンタル（クラブ・ボール）		<u>100</u>	

備考 使用料に消費税を含む。

(11) 会員権及び町内居住者12回半額利用権の再発行手数料 510円  
（消費税を含む。）

(以下略)

議案第 3号

城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

城里町特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年城里町条例第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

第11条第1項の表中「123,000」を「104,000」に、「30,000」を「28,000」に、「40,000」を「36,000」に、「50,000」を「44,000」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			現 行		
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第4号に規定する所得をいう。</p> <p>第3条～第10条 (略) (家賃の決定及び変更)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、次表に定める額とする。</p>			<p>第1条～第10条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>第3条～第10条 (略) (家賃の決定及び変更)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、次表に定める額とする。</p>		
住宅名	所得(円)	家賃月額(円)	住宅名	所得(円)	家賃月額(円)
城里町特定公共賃貸住宅	104,000～199,999	28,000	城里町特定公共賃貸住宅	123,000～199,999	30,000
塩子塙団地	200,000～449,999	36,000	塩子塙団地	200,000～449,999	40,000
	450,000～487,000	44,000		450,000～487,000	50,000
(以下略)			(以下略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>					



議案第 4号

城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について

城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例  
城里町営徳蔵住宅管理条例（平成17年城里町条例第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

第11条第1項の表中「25,000」を「23,000」に、「35,000」を「32,000」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行																
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1) (略) (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第4号に規定する所得をいう。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第11条 町営住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、次表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅名</th> <th style="text-align: center;">所得 (円)</th> <th style="text-align: center;">家賃月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">城里町営徳蔵団地</td> <td style="text-align: center;">100,000～199,999</td> <td style="text-align: center;"><u>23,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200,000～399,999</td> <td style="text-align: center;"><u>32,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	住宅名	所得 (円)	家賃月額 (円)	城里町営徳蔵団地	100,000～199,999	<u>23,000</u>	200,000～399,999	<u>32,000</u>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1) (略) (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第3号に規定する所得をいう。 (家賃の決定及び変更)</p> <p>第11条 町営住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、次表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅名</th> <th style="text-align: center;">所得 (円)</th> <th style="text-align: center;">家賃月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">城里町営徳蔵団地</td> <td style="text-align: center;">100,000～199,999</td> <td style="text-align: center;"><u>25,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200,000～399,999</td> <td style="text-align: center;"><u>35,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	住宅名	所得 (円)	家賃月額 (円)	城里町営徳蔵団地	100,000～199,999	<u>25,000</u>	200,000～399,999	<u>35,000</u>
住宅名	所得 (円)	家賃月額 (円)															
城里町営徳蔵団地	100,000～199,999	<u>23,000</u>															
	200,000～399,999	<u>32,000</u>															
住宅名	所得 (円)	家賃月額 (円)															
城里町営徳蔵団地	100,000～199,999	<u>25,000</u>															
	200,000～399,999	<u>35,000</u>															

議案第 5号

城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
(城里町課等設置条例の一部改正)

第1条 城里町課等設置条例（平成28年城里町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康保険課」を「国保年金課」に、「福祉こども課」を「健康福祉課」に改める。

第2条中「健康保険課」を「国保年金課」に改め、「(4) 健康増進に関すること。」を削り、「福祉こども課」を「健康福祉課」に、

「  
(4) 認定こども園に関すること。  
」

を

「  
(4) 認定こども園に関すること。  
(5) 健康増進に関すること。  
」

に改める。

(城里町次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部改正)

第2条 城里町次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成17年城里町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉こども課」を「健康福祉課」に改める。

(城里町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 城里町子ども・子育て会議条例（平成25年城里町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉こども課」を「健康福祉課」に改める。

(城里町食育推進会議設置条例の一部改正)

第4条 城里町食育推進会議設置条例（平成20年城里町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康保険課」を「健康福祉課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。



## 城里町課等設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>まちづくり戦略課 総務課 町民課 財務課 税務課 国保年金課 長寿応援課 健康福祉課 農業政策課 都市建設課 下水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>国保年金課</p> <p>(1) 国民健康保険及び国民年金に関すること。 (2) 後期高齢者医療及び医療福祉に関すること。 (3) 国民健康保険診療所に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>長寿応援課</p> <p>(1) 高齢福祉に関すること。 (2) 介護保険に関すること。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>まちづくり戦略課 総務課 町民課 財務課 税務課 健康保険課 長寿応援課 福祉こども課 農業政策課 都市建設課 下水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>健康保険課</p> <p>(1) 国民健康保険及び国民年金に関すること。 (2) 後期高齢者医療及び医療福祉に関すること。 (3) 国民健康保険診療所に関すること。 (4) <u>健康増進に関すること。</u></p> <p>長寿応援課</p> <p>(1) 高齢福祉に関すること。 (2) 介護保険に関すること。</p>



(3) 地域包括支援センターに関する事。

健康福祉課

(1) 児童福祉に関する事。

(2) 社会福祉に関する事。

(3) 障害者福祉に関する事。

(4) 認定こども園に関する事

(5) 健康増進に関する事

(以下略)

(3) 地域包括支援センターに関する事。

福祉こども課

(1) 児童福祉に関する事。

(2) 社会福祉に関する事。

(3) 障害者福祉に関する事。

(4) 認定こども園に関する事

(追加)

(以下略)

城里町次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第6条（略） （庶務） 第7条 地域協議会の庶務は、<u>健康福祉課</u>において行う。 （以下略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （庶務） 第7条 地域協議会の庶務は、<u>福祉こども課</u>において行う。 （以下略）</p>

城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
第1条～第7条（略） （庶務） 第8条 会議の庶務は、 <u>健康福祉課</u> において処理する。 （以下略）	第1条～第7条（略） （庶務） 第8条 会議の庶務は、 <u>福祉子ども課</u> において処理する。 （以下略）

城里町食育推進会議設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第6条（略） （庶務） 第7条 推進会議の庶務は、<u>健康福祉課</u>において行う。 （以下略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （庶務） 第7条 推進会議の庶務は、<u>健康保険課</u>において行う。 （以下略）</p>

議案第 6号

城里町個人情報保護法施行条例の制定について

城里町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長（水道事業の管理者の職務を行う権限に属する事務を含む。）、城里町教育委員会、城里町選挙管理委員会、城里町監査委員、城里町農業委員会及び城里町固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、開示請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、城里町個人情報保護審査会条例（令和5年城里町条例第 号）第1条に規定する城里町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(城里町個人情報保護条例の廃止)

第2条 城里町個人情報保護条例（平成17年城里町条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の城里町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第15条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた

業務に従事していた者

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第16条第1項若しくは第2項（旧条例第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項及び第21条の2第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項又は第21条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止及び利用停止については、なお従前の例による。
  - 3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第30条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する城里町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
  - 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第30条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 7号

城里町個人情報保護審査会条例の制定について

城里町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日



令和5年城里町条例第 号

城里町個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び城里町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年城里町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、城里町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 城里町個人情報保護法施行条例（令和5年城里町条例第 号）第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、個人情報保護に関する重要事項について、実施機関（城里町個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び城里町議会（以下「議会」という。）に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、審議を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関又は議会の職員その他の関係者に対して、出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、城里町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の城里町個人情報保護条例（平成17年城里町条例第11号）第30条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する城里町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による委嘱を受

けたものとみなす。

- 3 町長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(任期の特例)

- 4 施行日以後の最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年11月10日までとする。

議案第 8号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(城里町情報公開条例の一部改正)

第1条 城里町情報公開条例（平成17年城里町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号に次のように加える。

エ 当該個人が次に掲げる公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員

(城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年城里町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「城里町行政不服審査会」の次に「又は城里町個人情報保護審査会」を加える。

別表中「20円」を「50円」に改める。

(城里町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 城里町固定資産評価審査委員会条例（平成17年城里町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「20円」を「50円」に改める。

(城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年城里町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条中「城里町個人情報保護条例（平成17年城里町条例第11号）第6条及び第7条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。



## 城里町情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	現 行
<p>第 1 条～第 5 条（略） （開示しないことができる公文書）</p> <p>第 6 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>エ <u>当該個人が次に掲げる公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分</u></p> <p><u>（ア） 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）</u></p> <p><u>（イ） 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に</u></p>	<p>第 1 条～第 5 条（略） （開示しないことができる公文書）</p> <p>第 6 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>（追加）</p>

関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する  
独立行政法人等をいう。）の役員及び職員

（ウ） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する  
地方公務員

（エ） 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第  
118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の  
役員及び職員

（以下略）

（以下略）

城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第3条（略） （手数料の減免）</p> <p>第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「<u>城里町行政不服審査会又は城里町個人情報保護審査会</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （手数料の減免）</p> <p>第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「城里町行政不服審査会」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>



城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第9条（略） （手数料の額等）</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては<u>50円</u>）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （手数料の額等）</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては<u>20円</u>）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>

城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第8条（略） （秘密保持義務）</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第8条（略） （秘密保持義務）</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>城里町個人情報保護条例（平成17年城里町条例第11号）第6条及び第7条</u>の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>（以下略）</p>

議案第 9号

城里町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

城里町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙  
のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
(城里町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 城里町固定資産評価審査委員会条例(平成17年城里町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項、第8条第8項、第9条第2項及び第12条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年城里町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例(平成23年城里町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第123号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(城里町火入れに関する条例の一部改正)

第5条 城里町火入れに関する条例(平成17年城里町条例第127号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(城里町水道事業給水条例の一部改正)

第6条 城里町水道事業給水条例(平成17年城里町条例第151号)の一部を次のように改正する。

第17条中第1項中「連署捺印」を「連署」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（3）（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（5）（略） （実地調査）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（4）（略） （議事についての調書）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（3）（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（5）（略） （実地調査）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（4）（略） （議事についての調書）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>（以下略）</p>

城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>	<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>

東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第3条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>	<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第3条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>



城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>	<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>

城里町火入れに関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>

城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第16条（略） （代理人）</p> <p>第17条 所有者が給水区域内に居住しないとき，又は町長が必要と認めるときは，所有者は，この条例に定める事項を処理させるため，給水区域内に居住する者1人を代理人として選任し，<u>連署</u>の上，町長に届け出なければならない。代理人を変更した場合も，同様とする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第16条（略） （代理人）</p> <p>第17条 所有者が給水区域内に居住しないとき，又は町長が必要と認めるときは，所有者は，この条例に定める事項を処理させるため，給水区域内に居住する者1人を代理人として選任し，<u>連署捺印</u>の上，町長に届け出なければならない。代理人を変更した場合も，同様とする。</p> <p>（以下略）</p>

議案第10号

学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年城里町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部改正)

第2条 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年城里町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

（城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城里町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。





## 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条, 次条第1項, <u>第7条の3第2項</u>, 第14条第1項及び第2項, 第15条第1項, 第2項及び第5項, 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は, 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ, 及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう, 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。), 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし, 離島その他の地域であって, 連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については, この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条 (略) (<u>安全計画の策定等</u>)</p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は, 利用乳幼児の安全の確保を図るため, 家庭的保育事業所等ごとに, 当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検, 職員, 利用乳幼児等に対する事業所外での活動, 取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関</u></p>	<p>第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条, 次条第1項, 第14条第1項及び第2項, 第15条第1項, 第2項及び第5項, 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は, 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ, 及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう, 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。), 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし, 離島その他の地域であって, 連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については, この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条 (略) (追加)</p>

する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
4. 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  
（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2. 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条・第9条（略）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（追加）

第8条・第9条（略）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の

第11条・第12条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

(以下略)

保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条・第12条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下略)

城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第25条（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条 削除</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>第1条～第25条（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>

城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第3条関係)

改正後	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>〔安全計画の策定等〕</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>〔自動車を運行する場合の所在の確認〕</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p>〔業務継続計画の策定等〕</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p>(追加)</p>

ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第13条 （略）

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

（以下略）

（衛生管理等）

第13条 （略）

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（以下略）

議案第 11 号

城里町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

城里町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 5 年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、城里町水道事業（以下「水道事業」という。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分しても、なお残額があるときは、当該残額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第12号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年城里町条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 令和4年度 国補住建第4号 町営南団地建替工事  
D-21・22・23・25号棟
- 2 契約の金額 66,000,000円  
(内消費税額6,000,000円)
- 3 契約の相手方 茨城県東茨城郡城里町増井1351-3  
常北建設工業 株式会社  
代表取締役 松崎 香代子
- 4 契約の方法 一般競争入札

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日



様式第3号(第6条関係)

# 入 札 結 果 一 覧 表

(担当課等 : 都市建設課)

工 事 名 ( 事 業 名 ) : 令和4年度 国補住建第4号 町宮南団地建替工事  
D-21・22・23・25号棟

工事場所(事業場所) : 東茨城郡城里町大字石塚 地内

入 札 日 : 令和5年2月24日(金) 午前9時00分

(単位:円)

商号又は名称	入 札		見 積		摘 要
	第1回	第2回	第1回	第2回	
常北建設工業(株)	60,000,000				落札
(有)大座畑建設	60,050,000				
上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申し込みに係る価格である。					
落 札 者	常北建設工業(株)				
落 札 金 額	60,000,000円				
予 定 価 格	60,090,000円				
最 低 制 限 価 格	55,260,000円				

※工期 本契約日(議会の議決を得た日)の翌日から令和5年3月31日まで

## 議案第13号

### 損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 事故発生年月日 令和4年11月15日 午後1時10分ころ
- 2 事故発生場所 城里町大字錫高野地内 県道112号阿波山徳蔵線
- 3 相手方 石岡市杉並在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 10%  
(2) 損害賠償金額 金 103,464円  
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、中央線のない県道112号線を徳蔵方面へ走行中、相手方車両が道路中央に幅寄せ状態で対向してきたため、警笛を鳴らし注意を促したが、避けきれず相手方車両の前方右側と町車両の前方右側が衝突した。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

## 議案第14号

### 損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 事故発生年月日 令和5年1月27日 午後5時30分ころ
- 2 事故発生場所 城里町大字下古内1829-3  
城里町健康増進施設ホロルの湯敷地内
- 3 相手方 城里町那珂西在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%  
(2) 損害賠償金額 金 107,008円  
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 開発公社職員が、ホロルの湯玄関口ロータリーに縦列駐車していた車両を発進させる際、前方車両から距離をとろうとバックした時に相手方車両に衝突した。

令和5年 3月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日